

静岡県告示第899号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第3項の規定により告示する。

なお、令第5条第3項の規定により添付された指定漁船調書を令和3年12月10日から起算して15日間、伊豆漁業協同組合稲取支所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年12月10日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 発起人の住所氏名

静岡県賀茂郡東伊豆町稲取1300-1	鈴木 精
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取852	中山 勝美
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取737	埴 義祐
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取1258-1	岩瀬 清敏
静岡県賀茂郡東伊豆町片瀬1041-3	石黒 広幸

2 加入区

稲取加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

伊豆漁業協同組合